

東日本大震災の記録



県中建設事務所
企画調査課 主任主査 山野辺豊

県中管内における除染の取り組みについて(途中経過報告)

施工場所:福島県県中建設事務所管内

1. 管内市町村の除染への取り組み状況

- ・県中管内12市町村全てが、汚染状況重点調査地域に指定されており、法定計画*)を策定している。
- ・住宅除染は、郡山市、須賀川市、田村市、天栄村、三春町の5市町村で実施されている。

*) 法定計画:「平成二十三年三月十一日に発生した東日本地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく計画

2. 県中建設の除染実施方針

- ・各市町村が除染計画に基づき実施する、面的除染区域内にある建設事務所管理施設について、除染を実施する。
- ・各市町村が除染計画で、優先的に実施すると位置付けている施設は、建設事務所管理施設も、同様に優先的に除染を実施する。
- ・除染の実施時期は、市町村の面的除染実施に合わせ、速やかに実施出来るよう各種工程を調整する。
- ・除染工法については、市町村が実施する工法を基本として実施する。

3. 管内県管理施設の除染実施状況

- ・郡山市が、空間線量率が比較的高い区域を優先し、特に子どもが利用する公共施設を優先実施する方針であるため、県営住宅団地内の児童遊園の除染をH24年10月に発注し、実施している。
- ・郡山市、三春町が面的除染を実施する区域内にある建設事務所管理施設(県営住宅団地、県道)の除染を発注し、実施している。

表-1 管内市町村の除染計画概要

| 市町村名 | 除染計画の策定 | 対象範囲 | 市町村における除染の考え方 |
|------|-----------|------|--|
| 郡山市 | ○ (法定) | 全域 | ・年間5mSvを超える区域はH25までに除染を実施 ・年間5mSv以下の区域はH27まで除染を実施 |
| 須賀川市 | ○ (法定) | 全域 | ・岩瀬、長沼、仁井田等重点地区はH25までに除染実施 |
| 田村市 | ○ (法定) | 全域 | ・H25までに除染を実施(2年間で実施) ・H24は都路、上移、古道地区を実施 |
| 鏡石町 | ○ (法定) | 全域 | ・H25までに除染を実施(2年間で実施) ・0.23 μ Sv/h未満は局所除染 |
| 天栄村 | ○ (法定) | 全域 | ・0.23 μ Sv/h以上の区域を対象 |
| 石川町 | ○ (法定) | 一部区域 | ・当面0.23 μ Sv/h以上の5箇所を優先的に除染 |
| 玉川村 | ○ (法定) | 全域 | ・H25までに除染を実施(2年間で実施) |
| 平田村 | ○ (法定) | 全域 | ・現在は、農地除染を優先 |
| 浅川町 | ○ (法定) | 施設中心 | ・対象範囲は今後選定(道路は対象外) |
| 古殿町 | ○ (法定) | 全域 | ・0.23 μ シーベルト/h以上の地点を優先的に除染 |
| 三春町 | ○ (法定) | 全域 | ・町全域となる |
| 小野町 | ○ (法定) | 全域 | ・町全域となるが0.23 μ Sv/h以上は全体の10% |

表－2 県管理施設の除染業務発注状況

| 番号 | 除染施設 | 市町村名 | 業務内容 | 工 期 | 受注者 |
|----|--------------------|------|-------------------------------------|----------------------|------------------|
| 1 | 県営住宅11団地内の児童遊園27箇所 | 郡山市 | 遊具除染、表土除去 A=14,110m ² | H24.10.10 ~ H25.3.22 | 二嘉・昭和特定建設工事共同企業体 |
| 2 | (一)県道本宮常葉線 | 三春町 | 道路除染L=1.59km | H24.11.28 ~ H25.3.25 | (株)齋藤組 |
| 3 | 県営住宅団地(五百淵団地) | 郡山市 | 建物除染、表土除去 A=14,364m ² | H24.12.21 ~ H25.3.22 | 陰山建設(株) |
| 4 | 県営住宅団地(高倉・亀田・島団地) | 郡山市 | 建物除染、表土除去 A=20,909m ² | H25.2.4 ~ H25.3.29 | (資)共立社 |

写真－1 除染作業状況
(県営住宅柴宮団地内児童遊園)



バックホウによる表土除去

4. 除染業務を進めるに当たっての問題点とその対応

《市町村との協議段階》

- ・除染業務の実施には、市町村との調整が不可欠であり、協議事項が多いが、各市町村は実証実験や面的除染の執行が優先のため、他機関への情報提供が適切に行えない状況がある。このため、こちらから他市町村の情報等を提供する等、密に連絡し、検討段階から情報を得られるように努めているが、十分とは言えない。
- ・県管理施設から発生する除去土壌等については、県で仮置場を確保するよう求められることもある。現在のところ独自に確保できない場合は、県管理施設の除染は出来ない事を説明し、市町村の仮置場へ搬入することの理解を求めている。

《除染業務発注段階》

- ・環境省のガイドラインに記載がない工法を採用する場合、環境省福島環境再生事務所との協議に時間を要した。
- ・数量算出のため使用する台帳が適正に更新されていないため、算出根拠の精度が問題となり、現地調査が必要である。

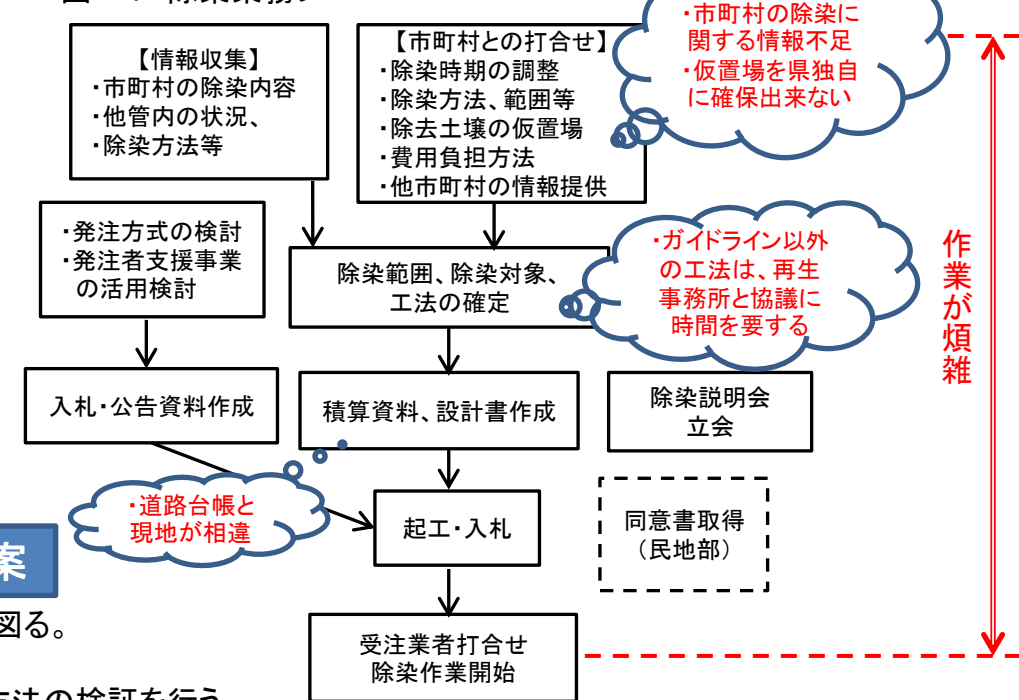


高圧吸引型洗浄機による除染



人力による表土除去

図－1 除染業務フロー



5. 今後の除染業務を円滑に進めるための提案

- ・除染担当者会議等により、除染業務に関する情報共有を図る。
- ・汚染の状況、対象物に応じた除染方法の標準化を図る。
- ・除去土壌の減容化と仮置場が不足した場合の現場保管方法の検証を行う。